

令和4年3月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

令和4年3月2日(水)

1. 議案上程(議案第3号から第13号まで及び議案第25号から第37号まで)
補足説明、質疑、分科会設置
-

出席委員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
理事	佐藤透	総務企画部長	八端隆公
観光文化スポーツ部長	小玉博文	産業建設部長	田村力
企業局長	佐藤孝悦	企画政策課長	杉本一也
総務課長	湊智志	危機管理課長	小澤田一志
財政課長	鈴木健	税務課長	佐藤淳

福祉課長	高桑 淳	介護サービス課長	菅原 章
生活環境課長	畠山 隆之	健康子育て課長	湊 留美子
観光課長	長谷部 達也	男鹿まるごと売込課長	沼田 弘史
文化スポーツ課長	原田 徹	農林水産課長	鎌田 重美
建設課長	薄田 修一	病院事務局長	三浦 大成
会計管理者	平塚 敦子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	加賀谷 正人	監査事務局長	佐藤 静代
企業局管理課長	三浦 幸樹	ガス上下水道課長	三浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前11時16分 開 会

○委員長（進藤優子） 皆様、お疲れさまでございます。本会議に引き続きの審査となりますが、よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、審査日程についてお諮りいたしたいと思います。

本委員会の審査については、本日からあさって4日までの3日間としておりますが、審査の進み具合を見て、再度協議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、皆様にお諮りいたします。

秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を開会いたします。

当局から、伊藤市民福祉部長が3月4日まで欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

本日の議事に入ります。

議案第3号から13号まで及び議案第25号から第37号までを一括して議題いたします。

この際、当局から、まず令和3年度補正予算について補足説明を求めます。

はじめに、議案第3号から第7号までについて説明を求めます。八端総務企画部長

○総務企画部長（八端隆公） お疲れさまでございます。それでは私から議案第3号から第7号までの補正予算について補足説明を申し上げます。申し訳ございません、座って説明させていただきたいと思っております。

はじめに、議案第3号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,034万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億3,260万7,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと14.2パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正につきましては第2表で、第3条の債務負担行為の補正につきましては第3表で、第4条の市債の補正につきましては第4表でそれぞれご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

（以下 予算書説明）

以上をもちまして、議案第3号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第4号令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入では前年度繰越金、国・県支出金及び一般会計繰入金などを措置したものであり、また、歳出では保険給付費の決算見込みによる調整を図ったほか、給与改定に伴う人件費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,199万1,000円を減額し、補正後の予算総額を40億137万1,000円とするものであ

ります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.9パーセントの減となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第4号令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第5号令和3年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第2号)についてであります。

診療所特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入では国庫補助金、一般会計繰入金を措置したものであり、また、歳出では給与改定に伴う人件費を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万9,000円を減額し、補正後の予算総額を2,117万9,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.1パーセントの減となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第5号令和3年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第6号令和3年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、職員の給与改定に伴う人件費などを措置したほか、決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,880万3,000円を減額し、補正後の予算総額を54億3,647万8,0

00円と定めるものであります。

この予算規模は、予算現額に比較しますと、保険事業勘定で0.7パーセントの減となっております。

第2項の予算の補正の款項の区分及び予算の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第6号令和3年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第7号令和3年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入では後期高齢者医療保険料や一般会計繰入金を措置したものであり、また、歳出では、給与改定に伴う人件費や後期高齢者医療広域連合納付金を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億1,030万9,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと1.8パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第7号令和3年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきますが、議案第3号から議案第7号までの補正予算につきまして、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(進藤優子) 次に、議案第8号について説明を求めます。三浦男鹿みなと市民病院事務局長

○病院事務局長(三浦大成) それでは、私からは、議案第8号令和3年度男鹿みなと

市民病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、給与改定による人件費を措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は収益的収入及び支出の補正であります。補正は支出のみとなります。

第1款病院事業費用で427万2,000円を減額し、補正後の額を26億633万2,000円とするものであります。内訳といたしましては、第1項医業費用で427万2,000円を減額し、補正後の額を25億5,963万円とするものであります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。内容は、職員給与費を427万2,000円減額し、15億318万6,000円に改めるものであります。

以上、議案第8号の説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（進藤優子） 次に、議案第9号から第13号について説明を求めます。佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） 私からは、企業局に係る補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第9号令和3年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第3号）ですが、本補正予算は、給与改定に伴う人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款事業費用、第1項営業費用から職員給与費を34万9,000円減額するものであります。

この結果、第1款事業費用は、予定額を6億4,181万3,000円とするもので、当年度の純損失は4,027万6,000円を見込むものであります。

第3条は、資本的支出の補正で、第1款資本的支出、第1項建設改良費から職員給与費を6万8,000円減額するものであります。

この結果、第1款資本的支出は、予定額を4億2,011万6,000円とするも

ので、これにより資本的収支で不足する額は2億8,007万3,000円となりますが、記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などを改め、補填するものがあります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、(1)の職員給与費を給与改定に伴い、記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第9号令和3年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第3号)について説明を終わらせていただきます。

11ページをお願いいたします。

次に、議案第10号令和3年度男鹿市ガス事業会計補正予算(第2号)ですが、本補正予算は、ガス売上げ及び原材料費など収支全般の見直しを図ったほか、給与改定に伴う人件費を措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。(1)の供給戸数は86戸増の9,262戸に、(2)の年間総供給量は3万5,626立方メートル増量し、237万2,429立方メートルに、(3)の1日平均供給量は98立方メートル増量し、6,500立方メートルに、それぞれ改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款ガス事業収益は、製品売上げの増などで1,633万4,000円増額し、補正後の予定額を5億3,800万9,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款ガス事業費用は、原料費の増などで1,525万8,000円増額し、補正後の予定額を5億5,997万5,000円とするものであります。

この結果、当年度純損失は5,328万7,000円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的支出の補正であります。

第1款ガス事業資本的支出は、第1項建設改良費から職員給与費を6万3,000

円減額するものであります。

この結果、第1款ガス事業資本的支出は、予定額を1億2,294万9,000円とするもので、これにより、資本的収支で不足する額は7,941万4,000円となりますが、記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などを改め、補填するものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条、第6条については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第10号令和3年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。

27ページをお願いいたします。

次に、議案第11号令和3年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）ですが、本補正予算は、負担金などの見直しを図ったほか、給与改定に伴う人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款事業費用、第1項営業費用から職員給与費13万7,000円を、第2項営業外費用から消費税等37万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

この結果、第1款事業費用は、予定額を7億9,503万5,000円とするもので、当年度の純利益は4,371万7,000円を見込むものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

次のページをお願いいたします。

まず、収入であります。第1款資本的収入は、企業債の見直しなどで410万円増額し、補正後の予定額を5億928万4,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、流域建設負担金の見直しなどで408万5,000円増額し、補正後の予定額を7億8,492万円とするものであります。

これにより、資本的収支で不足する額は2億7,563万6,000円となるものであります。前ページ記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などを改め、補填するものであります。

第4条は、企業債の補正で、起債の限度額を410万円増額し、1,220万円に改めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

第5条、第6条については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第11号令和3年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第12号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）ですが、本補正予算は、給与改定に伴う人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款事業費用、第1項営業費用から職員給与費を2万円減額するものであります。

この結果、第1款事業費用は、予定額を7,973万3,000円とするもので、当年度の純利益は3,006万6,000円を見込むものであります。

第3条については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第12号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第13号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）ですが、本補正予算は、給与改定に伴う人件費を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款事業費用、第1項営業費用から職員給与費を2万2,000円減額するものであります。

この結果、第1款事業費用は、予定額を8,996万5,000円とするもので、当年度の純利益は782万9,000円を見込むものであります。

第3条については、記載のとおり改めるものであります。

以上で、議案第13号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきますが、5事業会計補正予算について、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（進藤優子） 以上で、令和3年度補正予算の説明は終了しました。

令和4年度予算の説明及び質疑については、午後から行います。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（進藤優子） これより予算特別委員会を開会いたします。

先ほど説明のありました議案第3号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）に係る文言の訂正について、八端総務企画部長から申し出がありますので、これを許します。八端総務企画部長

○総務企画部長（八端隆公） 先ほど予算の補足説明をさせていただきました令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）の文言にかかわる訂正についてでございます。

去る2月24日に提出いたしました議案第3号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）について、補正予算書1ページの部分であります。提出年月日を「令和4年2月24日」といたすところを、誤って「令和3年2月24日」と記載しておりました。大変申し訳ございませんが、訂正させていただきたいと思っております。今回、誤りを事前に見つけられなかったこと等も含めまして、大変申し訳なく思っております。どうも大変申し訳ございませんでした。

○委員長（進藤優子） それでは、令和4年度予算について補足説明を求めます。

はじめに、議案第25号から第29号まで及び議案第36号について説明を求めます。八端総務企画部長

○総務企画部長（八端隆公） お疲れさまでございます。そうすれば私から議案第25号から第29号及び議案第36号について補足説明を申し上げます。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

はじめに、議案第25号令和4年度男鹿市一般会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億1,200万円と定めるものであります。

この予算規模は、令和3年度当初予算と比較して3億1,200万円、2.0パーセントの増であります。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、別冊の令和4年度当初予算案の概要によりご説明いたします。債務負担行為は第2表で、市債は第3表で、それぞれご説明いたします。一時借入金は、支払資金に不足が生じた場合、その借入れ限度額を22億円と定めるものであります。歳出予算の流用は、次のページをお願いいたします。各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用についてご議決をいただきたいという内容であります。

次に、第1表の歳入歳出予算であります。これにつきましては、お手元にご配付しております令和4年度当初予算の概要によりましてご説明申し上げます。

申し訳ございませんが、令和4年度当初予算案の概要の2ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第25号令和4年度男鹿市一般会計予算について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第36号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,910万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ163億4,110万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと2.1パーセントの増となっております。予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第36号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第26号令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、国民健康保険特別会計予算の1ページをお願いいたします。

本予算は、国保財政の健全化を図りながら保険給付と保険事業を推進するための費用を措置したものでありますが、課税所得が未確定であることから、今後さらに精査の上、例年どおり6月定例会に補正予算を提出したいと現在考えております。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,088万円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと0.6パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明いたします。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第3条は、人件費及び保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第26号令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第27号令和4年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、診療所特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、地域医療確保のため、歳入では診療収入等を、歳出では医師の出張診療委託料及び医薬材料費等の費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,019万7,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと4.7パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

第3条は、人件費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第27号令和4年度男鹿市診療所特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第28号令和4年度男鹿市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、介護保険制度における安定した保険給付と介護予防のための地域支援事業を進めるため、歳入では介護保険料及び国等からの財源負担を、歳出では保険給付、地域支援事業費等を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,056万2,000円と定め、介護サービス事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ649万2,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと、保険事業勘定では1.3パーセントの減、介護サービス事業勘定では3.9パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定めるものであります。

第3条第1号は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

第2号は、保険給付費の各項の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

第1表は、保険事業勘定の歳入歳出予算であります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第28号令和4年度男鹿市介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号令和4年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の徴収等の事務を行うための費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,616万7,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと10.6パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第29号令和4年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、議案第25号から議案第29号及び議案第36号の予算につきまして、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（進藤優子） 次に、議案第30号及び議案第37号について説明を求めます。

三浦男鹿みなと市民病院事務局長

○病院事務局長（三浦大成） それでは、私からは議案第30号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計予算及び議案第37号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第30号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、病院事業に係る診療収入及び経常的な維持管理費並びに資本関係費とし

て、医療情報サーバー等更新、医療機械器具の更新及び企業債の償還に要する費用などを措置したものであります。

第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、病床数を145床、年間患者数は、入院で令和3年度の既決予算と比較して3,988人増の4万2,121人、外来で2,380人増の6万6,636人を見込むもので、これにより一日平均患者数は、入院で10.9人増の115.4人、病床利用率にしますと79.6パーセント、外来では8.7人増の274.2人を見込むものであります。

主要な建設改良事業費といたしましては、医療情報システムサーバー等更新で1億7,900万円、医療機械器具及び備品購入で2,200万円、施設設備改修工事で800万円を予定しております。

なお、医療情報システムサーバー等更新につきましては、令和3年度補正第2号において債務負担行為を設定済みであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は26億3,876万8,000円を見込むものであります。内訳として、第1項医業収益は、主に入院及び外来収益で22億9,598万2,000円、第2項医業外収益は、主に一般会計からの負担金及び補助金で3億4,278万6,000円であります。

次に、支出であります。第1款病院事業費用は26億4,734万1,000円を見込むものであります。内訳として、第1項医業費用は、給与費、材料費及び経費、また、減価償却費などで25億7,426万9,000円あります。第2項医業外費用は、企業債利息、雑損失のほか、令和4年度における新たな取り組みとして秋田大学に本市の寄附講座を開設するための寄附金など7,297万2,000円を計上するものであります。第3項予備費は10万円を計上するものであります。

以上の結果、当年度予算では857万3,000円の純損失が見込まれるものであります。

なお、資金不足は発生しない見込みであります。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は3億8,193万8,000円を見込むものであります。内訳として、第1項企業債は、建設改良費に係る公営企業債で2億560万円、第2項他会計負担金は、病院建設に係る企業債の元金償還などに対する一般会計負担金で1億7,158万円、第3項医師等修学資金貸付金返還金は、修学資金の貸与を受けた医師1名に係る全額免除前の退職予定に伴い、修学資金の一部返還金として475万8,000円を計上したものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は4億8,072万9,000円を見込むものであります。内訳として、第1項建設改良費は、医療情報システムサーバー等更新、医療機器等の購入、施設設備の改修などで2億900万円、第2項企業債償還金は、病院建設に係る企業債などの元金償還金で2億6,960万9,000円、第3項医師等修学資金貸付金は、令和4年度における薬剤師1名分及び看護師2名分の貸付けを見込み、212万円を計上したものであります。

第5条は、企業債について定めたものであります。起債の目的及び限度額は、医療情報システムサーバー等更新で1億7,900万円、医療機械器具及び備品購入で2,200万円、施設設備改修工事で460万円を予定し、起債の方法、利率及び償還の方法は、条文記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条は一時借入金の限度額を定めたもので、当年度の限度額を10億円とするものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合に関し、収益的支出の第1項医業費用と第2項医業外費用の項間の流用について定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費15億3,424万1,000円、公債費150万円とするものでございます。

第9条は、他会計からの補助金について定めたもので、一般会計から受ける補助金の額を5,790万2,000円とするものであります。

第10条は、棚卸資産購入限度額について定めたもので、当年度の限度額を4億円とするものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分について定めたもので、取得する資産は医

療情報システムサーバー等の更新において取得を予定してございます医療情報システム機器一式であります。

議案第30号の説明は以上であります。

次に、議案第37号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをよろしく願いいたします。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、CT装置の更新に要する経費を措置したものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出であります。補正は支出のみとなります。

第1款病院事業費用で567万3,000円を追加し、補正後の額を26億5,301万4,000円とするものであります。内訳といたしましては、第2項医業外費用で567万3,000円を追加し、補正後の額を7,864万5,000円とするものであります。これは、今回の資本的収支における医療機械器具の購入に係る消費税額の増に伴う補正であります。これにより、令和4年度は1,424万6,000円の純損失を見込むものであります。

なお、資金不足は発生しない見込みであります。

第3条は、資本的収入及び支出であります。

はじめに、収入であります。第1款資本的収入で6,240万円を追加し、補正後の予定額を4億4,433万8,000円とするものであります。内訳といたしましては、第1項企業債で2,640万円を追加し、補正後の予定額を2億3,200万円とするものであります。第4項他会計補助金は、一般会計からの補助金として3,600万円を追加するものであります。

支出では、第1款資本的支出で6,240万円を追加し、補正後の額を5億4,312万9,000円とするものであります。内訳といたしましては、第1項建設改良費でCT装置の購入費として6,240万円を追加し、補正後の額を2億7,140万円とするものであります。

2ページ目をお願いいたします。

第4条は、企業債の限度額の補正であります。こちらは医療機械器具及び備品購入について、今回分の2,640万円を追加し、補正後の額を4,840万円とするも

のであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、予算書記載のとおりでございます。

第5条は、他会計からの補助金の補正で、既決予算に一般会計補助金3,600万円を追加し、5,790万2,000円を9,390万2,000円に改めるものであります。

第6条は、重要な資産の取得及び処分について定めたもので、取得する資産はCT装置一式であります。

議案第37号の説明は以上であります。

以上、議案第30号及び議案第37号の説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（進藤優子） 次に、議案第31号から第35号までについて説明を求めます。

佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） それでは、私から、企業局に関わる議案第31号から第35号までの各事業会計予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第31号令和4年度男鹿市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水戸数は1万1,619戸、年間総給水量は276万5,120立方メートル、一日平均給水量は7,576立方メートル、主要な建設改良事業として上水道施設増補改良事業1億5,950万円とするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款事業収益は、令和3年度既決予定額対比で0.6パーセント減の6億1,482万7,000円とするもので、内訳といたしまして、給水収益を主とする第1項営業収益は5億4,896万5,000円、第2項営業外収益は、一般会計からの負担金及び長期前受金戻入などで6,586万2,000円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和3年度既決予定額対比で2.7パーセント増の6億5,9

28万9,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、職員給与費、浄水費、排水費、減価償却費などで6億1,109万8,000円、第2項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額などで4,819万1,000円であります。

この結果、当年度の純損失は6,521万3,000円を見込むものであります。次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款資本的収入は、1億9,329万3,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項企業債は、上水道施設増補改良事業債1億2,750万円、第2項補助金は、秋田県生活基盤施設耐震化等補助金3,742万5,000円、第3項負担金は、一般会計からの負担金などで2,836万8,000円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、4億5,622万3,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項建設改良費は、重要給水施設配水管事業などで2億9,267万7,000円、第2項企業債償還金は、企業債の償還元金で1億5,854万6,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は2億6,293万円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条は、継続費について定めるもので、事業名、総額及び年割額は記載のとおりであります。

次のページをお願いします。

第6条は、企業債について定めるものであります。

起債の目的は上水道施設増補改良事業で、限度額を1億2,750万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第8条、第9条、次のページの第10条については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第31号令和4年度男鹿市上水道事業会計予算について説明を終わらせていただきます。

29ページをお願いいたします。

次に、議案第32号令和4年度男鹿市ガス事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、供給戸数は9,083戸、年間総供給量は237万3,403立方メートル、一日平均供給量は6,502立方メートル。主要な建設改良事業として、耐震化事業3,400万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款ガス事業収益は、5億4,007万6,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項製品売上は4億5,497万7,000円、第2項営業雑益は、ガス装置工事収益、ガス器具販売収益、警報器リース料及び製造業務受託料などで6,797万8,000円、第3項営業外収益は、ガス器具修理代、長期前受金戻入などで1,712万1,000円であります。

第2款、加茂地区ガス事業収益は、182万3,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項ガス売上げは158万5,000円、第2項その他収益は、ガス装置工事収益及び警報器リース料などで18万7,000円、第3項営業外収益は、内管修理などで5万1,000円であります。

収入の合計は、5億4,189万9,000円で、令和3年度既決予定額対比では3.5パーセントの増となっております。

次に、支出であります。

第1款ガス事業費用は、5億5,426万4,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、ガスの原料費、職員給与費、修繕費などで4億9,885万2,000円、第2項その他営業費用は、受注工事原価、ガス器具販売原価などで4,423万9,000円、第3項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額などで1,117万3,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業費用では、243万5,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、ガスの原料費、減価償却費などで224万8,000円、第2項その他営業費用は、ガス装置工事原価などで14万3,000円、第3

項営業外費用は、消費税及び地方消費税などで4万4,000円であります。

支出の合計は、5億5,669万9,000円で、令和3年度既決予定額対比では1.7パーセントの増となっております。

この結果、当年度の純損失は4,438万円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款ガス事業資本的収入は、1,192万円とするもので、内訳といたしまして、耐震化事業債1,180万円などであります。

次に、支出であります。

第1款ガス事業資本的支出は、1億1,427万1,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項建設改良費は、耐震化事業などで9,068万9,000円、第2項企業債償還金は、企業債の償還元金で1,858万2,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業資本的支出、第1項建設改良費は、供給管工事14万5,000円で、支出の合計は1億1,441万6,000円とするものであります。

この結果、資本的収支の不足額は1億249万6,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条は、企業債について定めるものであります。

起債の目的は耐震化事業で、限度額を1,180万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条から第9条については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第32号令和4年度男鹿市ガス事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

57ページをお願いいたします。

次に、議案第33号令和4年度男鹿市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水戸数は5,949戸、年間総処理水

量は137万6,961立方メートル、一日平均処理水量では3,772立方メートルとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

条文のなお書きは、支払利息の財源に充てるため、企業債1,900万円を借り入れするものであります。

収入の第1款事業収益は、令和3年度既決予定額対比で10.5パーセント増の9億1,700万5,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業収益は、下水道使用料などで3億2,241万5,000円、第2項営業外収益は、一般会計からの補助金などで5億9,459万円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和3年度既決予定額対比で2.9パーセント減の7億7,255万円とするもので、内訳といたしまして、第1項営業費用は、職員給与費、管渠費、ポンプ場費などで6億3,996万9,000円、第2項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額などで1億3,258万1,000円であります。

この結果、当年度の純利益は1億4,896万6,000円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款資本的収入は、3億5,188万1,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項企業債は、資本費平準化債などで2億3,630万円、第2項補助金は、一般会計補助金などで1億1,224万1,000円、第3項負担金等は、受益者負担金及び分担金334万円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、7億7,292万7,000円とするもので、内訳といたしまして、第1項建設改良費は、公共下水道ストックマネジメント改築修繕計画策定業務委託料などで2,938万1,000円、第2項企業債償還金は、企業債償還元金で7億3,854万6,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は4億2,104万6,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について定めるものであります。

債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、記載のとおりであります。

第6条は、企業債について定めるもので、起債の目的及び限度額であります。流域下水道事業1,030万円、資本費平準化債元金分が2億2,600万円、資本費平準化債利子分が1,900万円とするもので、起債の方法は証書借入、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第8条から第11条については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第33号令和4年度男鹿市下水道事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

85ページをお願いいたします。

次に、議案第34号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水戸数は387戸、年間総処理水量は8万1,192立方メートル、一日平均処理水量では222立方メートルとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、令和3年度既決予定額対比で5.3パーセント減の1億394万3,000円とするものであります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和3年度既決予定額対比で0.9パーセント減の7,904万6,000円とするものであります。

この結果、当年度の純利益は2,489万7,000円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的支出の予定額を定めるものであります。

第1款資本的支出は4,409万4,000円とするものであります。

この結果、資本的収支の不足額は4,409万4,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条から第9条については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第34号令和4年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

109ページをお願いいたします。

次に、議案第35号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水戸数は284戸、年間総処理水量は6万127立方メートル、一日平均処理水量は165立方メートルとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款事業収益は、令和3年度既決予定額対比で6.2パーセント減の9,175万1,000円とするものであります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和3年度既決予定額対比で5.3パーセント減の8,519万円とするものであります。

この結果、当年度の純利益は656万1,000円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的支出の予定額を定めるものであります。

第1款資本的支出は、2,919万1,000円とするものであります。

この結果、資本的収支の不足額は2,919万1,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条から第9条については、記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第35号令和4年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について説明を終わらせていただきますが、企業局関連の5事業会計予算についてご審議の上、ご可

決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（進藤優子） 以上で、令和3年度補正予算及び令和4年度予算の補足説明は終了いたしました。

このあとの質疑については、はじめに、全会計の令和3年度補正予算について質疑を行い、質疑が終了した後、同じく全会計の令和4年度予算の質疑を行います。

審査の途中ではありますが、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時24分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○委員長（進藤優子） 会議を再開いたします。

これより全会計の令和3年度補正予算についての質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

9番小松穂積委員の発言を許します。9番小松穂積委員

○9番（小松穂積委員） お疲れのことと思いますけれども、議案第3号令和3年度一般会計補正予算第15号に関する質問をさせていただきます。

この予算書全体的に見ますと、減額が相当出ておりまして、一つ一つというわけではないんですけれども、総括的にどういう感じで流れてマイナスになってきている、通告してあるのは、コロナの3年度の創生資金がどのようにまず使われ、あるいはできなかった、使われなかった、そしてまたこのお金が残った場合、国へ返還になるのか、あるいはまた、市の財調に積み立てしているようなところもありますけれども、そういう被害太りみたいなところが出てくるのかどうか。

それからもう一つはですね、確かにこのコロナ禍で大きなイベント等ができなくて残念でありました。特に男鹿駅伝とかですね、メロンマラソン、こういう全国的にも今、発信できている、そういうのもができなかったり。あるいは文化的では男鹿の民謡のイベント等もできなかったりですね、そんなことで少し疲弊をしているわけでありましてけれども、とはいえ、それは過去のことですが、来年はぜひ、今度は新しい予算だと思うんですが、そこら辺は取り入れているようでありましてけれども、結局やれなかった、それから大きかったこういう予算使われなかった、そのところを聞くと、3年度の予算ですから、そういうところでありまして。

それについても学校予算とかは、このコロナの創生等でうまくいっていた。タブレットの導入とかですね、そんなところで、その地方創生のお金が使えたというところではよかったのかな、ありがたかったなというふうなところもありますし、不幸中の幸いといいましょうか、国からもそういう援助が来ているわけで、やっぱり最大有効的に活用するということが一番肝要なことなのかなというふうに今思うところでありまして、どうかその辺、こういうところで非常にありがたかった、こういうところでは本当に残念であった、そんなところをですね、当局の見方としてはどういうふうに見て、この後どう考えていくのかをお尋ねしたいというところでもあります。

○委員長（進藤優子） 鈴木財政課長

○財政課長（鈴木健） そうしますと、私の方から、今回コロナ関係で不用額になる見込みの部分等についてお答えします。

まず今回の3月補正の方で、コロナによりまして例えばイベントの中止、それからスポーツ大会の中止、首都圏等で行っておりますイベントへの参加の見送り、それから各種研修の中止、それから見送り、そういったもろもろの経費合わせますと4, 898万5, 000円の減額となっております。このほかに、例えば事業ですね、社会資本総合整備交付金事業等で補助の採択にならなかった分のそういった事業費の大きな減額等もございまして、今回のような減額となっております。

それで、あとはこちらの地方創生臨時交付金、コロナの関係ですけれども、まず今回、令和3年度の補正予算で予算の方をつけておりますけれども、これについても実績はまだ、今これから最終的に決まりますので、まだその分の減額はしてございませんけれども、これについてもほぼまとまりつつあるところだというふうに認識しておりますので、これはこのあと、減額等になることとしております。

それで、このコロナ関係等予算の部分についての当局の見方ということですが、コロナの交付金ですけれども、例えばこれ、国からいただいて、事業ができなくて、これが残ったのでそのまま市の財源になるということは考えておりませんので、今のところきっちり使うことになるというふうに思っておりますけれども、まずコロナで不用額になって、これ決していいことではないと思っております。予算を提案して可決いただいて、これはきちっと執行するのがまず第一だと思っております。残念ながらこのような社会情勢ですので、来年度はもう少しよくなって、もっともっと市の

発展のために予算の方を使ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（進藤優子） 杉本企画政策課長

○企画政策課長（杉本一也） 新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用させていただきまして、広く様々な支援を実施することができたというふうに考えてございます。国からの支援を単に消化するだけでなく、しっかりした投資ができたというふうに思っております。

令和3年度におきましては、男鹿市プレミアム商品券による市内消費の喚起、あとは緊急宿泊支援事業による宿泊事業者の取り組み、観光プレミアムパスポートを通じた市内観光施設の周遊促進などが実施できたと。また、1事業者当たり10万円を交付する緊急支援事業、低所得者や児童手当受給者世帯に対する生活応援商品券の支給等も実施できたと思っております。議会とも協議させていただいて、有効な活用をさせていただいたと認識しておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（進藤優子） 小松委員

○9番（小松穂積委員） 今お答えいただきましたように、せつかくの財源でありましたから有効活用していく。一部、かなり効果が出たものもあるようですし、この来年度、新年度もまた国からもそういう臨時交付金が出るということで、このあとまた計画等がありますけれども、まずやっぱり3年度を振り返って、実はこのあと、新年度の予算を議員の人方みんな後ろで構えてて聞こうとしていると思います。選挙もありますから、やっぱりそういうところで、このあと市がどうやっていくかということは皆さんかなり興味深いところもあるだろうし、やっぱりそこをきちっと審議しながら、あるいはやっぱり議会でいろんなことやっているということを入り込んで、多分市民の皆さんに男鹿の行政を知らしめるということも、またこの役割の一つなのかもしれません。そういう意味を含めてもう少しだけお願いしたいと思います。

今、杉本課長から言われたのが非常にインパクトのあるところであって、やっぱりこの実績というのが実はこのあとの男鹿市、ある程度の財政力がつけば、かなりのものをやれるということが言えると思うんです。今、国のお金を注入してやっているわけでありましてけれども、俗に言えば土俵の基盤づくりと申しましょうか、そういうところで、コロナ禍ではあるけれどもコロナ禍を逆手にとって、そして男鹿が、あるい

は外を見れば今、まさに洋上風力発電の事業も展開されてくるというふうなところ
ありますから、市長ね、やっぱり力強く少しずつ進んでいがねばねってことを発信し
てもらいたいし、今までもやってるかもしれませんが、4年度はコロナに打ち
勝ち、そして、ある財源を有効に使い、そして市民の元気を取り戻し、産業の振興
等々をやっていくということをやっぱり力強く進めなければいけない、こういうふう
に思う。そしてまた、観光も、得意なところでありましょうから、そういうところも
力を入れていくと。この3年度の補正予算を通じ、新年度に向けての市長の考え方な
り、教育長も自分でも教育目標もやったわけですから、3年度の反省もしながらです
ね、この後どう思っていくか、教育方針を進めていくか、両者からひとつずつお願い
したいなと思います。

○委員長（進藤優子） 菅原市長

○市長（菅原広二） 根幹的なことを聞いていただいてありがとうございます。

先ほど杉本課長が言ったように、私はいろんな大変な状況、コロナ禍でありますけ
ども、消能的にと思ったことは一切ないです。常に前向きに、アフターコロナを見据
えて、ウィズコロナ対応でいくと、そういう予算の使い方をスタッフ一同と協議して
やってきたと、そういうふうに思っています。

それで、昨日の答弁の中の話とか、また、経営会議でいろいろ話しました。やっぱ
り大事なことは、今、議員がおっしゃったように、船川港の活性化のこととか、健康
づくり、それから移住・定住とか、いろんな問題あるわけですけども、特に感じたこ
とは、外に目指すのはやっぱり観光振興ということで、そのことがやっぱり市民に元
気をつけていくんでないかなということを思っています。

それで、体験型の観光が非常に大事だと、まだまだ男鹿は切り口がいっぱいあると。
ジオパークで修学旅行生を呼んでいくと。それからDMOによって、もっともっと企
業が自らのことを自らやっていくと、そういう姿勢と、それから住民参加も図って
きたいと。それから、あと具体的には、昨日も部長が答弁していましたが、なか
なか北の方の北部地区の観光振興がちょっと元気がないんじゃないかなという話をさ
れましたので、里づくり体験塾の活用とかね、まだまだそのナマハゲを深く掘り下
げていくと。リピーターが来ないというのは、やっぱりそういうことなのかなと思っ
ていますから、体験的な観光を通しながら、私たち男鹿市民がどういう生きざまをして

いるのかと。旅するように生きる、生きるように旅するという話を聞きました。常に私たちが旅人のように新鮮な気持ちで日々を過ごしていくと。そしてまた、旅する人が共感できるような、自分たちがいい生き方をしていると、そういうことに旅する人は共感してくれるでしょうから、そういうふうな態勢を、男鹿をつくっていかねばならないことを思っています。

これから男鹿はやるのがいっぱいあるので、くどいですが、港の振興をはじめ農業、漁業の振興、非常に可能性を感じていますから、いかに市民参加で、みんなで取り組んでいくかと。市役所の職員はもちろんですが、議員の皆さんとも一緒になって、市民参加で市政を進めていきたいと、そういう思いであります。

以上です。

○委員長（進藤優子） 鈴木教育長

○教育長（鈴木雅彦） 令和4年度の教育の構想ということになりますけども、まず学校教育につきましては、まずは生徒一人一人にしっかり学力をつけると。学力をつけることによって、子どもたち一人一人の可能性が広がるということにつながってきますので、そのためにICT機器を活用した授業が、もう今はスタンダードになりますので、整備いたしましたタブレット端末と組み合わせて、各普通教室に1台、電子黒板の配置を計画しておりますので、そういった新しい形の授業の充実ということで、まずは進めていきたいと、そう考えております。

それから、来年度7年目になりますコミュニティスクールになりますけれども、今度、生徒が、学校がどんどん地域に出て、そして地域のことを地域の人たちと一緒に学びながら活動すると。学校を核とした地域づくり、地域づくりそのものをコミュニティスクールを通して進めていきたいと、そういう思いも強く持っております。

それからもう一つは、やはりふるさとキャリア教育に力点を置いた子どもたちの活動を進めたいということで、いずれ高校なり大学を卒業しても、ふるさと男鹿でしっかり次の男鹿をつくっていくと、そういうチャレンジ精神旺盛な子どもたち、そのためにはやはりふるさと男鹿のよさ、素晴らしさ、こういった歴史と伝統、そういったものをもう一度しっかり子どもたちから体験を通して理解していただいて、そして次のまた男鹿市の地域づくりにつなげていければなと、そういう思いであります。

社会教育につきましては、公民館の活動を、より活性化させながら、市民参加のま

ちづくり、地域づくりを進めていきたいと。そして、コロナ禍にあっても楽しく市民が学習を行っていけるような環境づくりを、さらにまた進めていきたいと思っておりますので、また来年度、もっともっと地域の中で市民が活動できるような環境づくりの方をまた進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（進藤優子） さらに質疑ありませんか。小松委員

○9番（小松穂積委員） ありがとうございます。教育委員会のことについては、また後ほど、所管もありますので。

あともう一つだけ、先ほど財政課長がちょっと触れましたけれども、産業建設部長になるかと思えます。47ページ、2項4目社会資本整備総合交付金事業費ですが、これが1億5,000万円ほど減額ということで、国の方の財源8,000万円、結局採択ならなかったからこの結果だということは、わからないわけでもないですけれども、なぜ毎年このように減額されてくるのか、あるいは、こちらから申請をしていますけれども、結果採択ならないようなことで、毎年こう、ちょっと調べていませんけど、頭の中にあるのでも1億3,000万円とかですね、決算期になればさらにくるわけですけれども、今の時点でこれってば、もう見込みなしという話ですから、その辺、田村部長だな、何とかひとつ、原因をお知らせください。それと、市長の外交努力悪いんだか、それとも帳面の書き方悪いのか、私方がこれでいいと思ったのが、結局、国やっぱりここ認めなかったと、ラベルの問題とか履き違いとかそういうのがあろうかと思えますけれど、その辺の事情だけお知らせください。

○委員長（進藤優子） 田村産業建設部長

○産業建設部長（田村力） 社会資本に関しましては、国の方から枠で県の方に来て、その中でまた振り分けというような状況になるかと思えます。そういった中で、そもそも国からのその枠配分がなかなか少ないということで、その中で振り分けとなります。ただ、その申請の段階では、きちっとこれこれやりたいというものを出さないと、割り振りがいくら小さくならうとも、それを想定して小さく申請すると、さらにその何割という状況になりますので、あくまでもこちらとしては、まずある程度目一杯という言い方も変ですけれども、ある程度そういった基準なり規模の事業を上げてやって、その中で国の予算割りもありますし、その中で採択なった分ということで、

この国の基準なりそのあたりが変わってこない、なかなか当面はこういった形でやらざるを得ないといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（進藤優子） 9番小松穂積委員の質疑を終結いたします。

次に、10番佐藤誠委員の発言を許します。10番佐藤誠委員

○10番（佐藤誠委員） 私からは、2点伺いたいと思います。

一つは、議案第3号令和3年度一般会計補正予算15号の37ページになります。民生費がございまして。今回まず補正予算書を見させていただいて、先ほど小松委員がおっしゃられたように、みんなほとんど減額なってきたんですけど、生活保護費がかなり減っていると。予定より減っているということなんでしょうけども、生活保護費ってそんなに最初から予想、ある程度決まっているんじゃないかなと思っておりまして、それがかなり、8,000万円近く減っているということは、それだけこの就業、生活保護受けないで働く方向にみんなきたのか、実際のところどうなのかなっていうところをちょっと疑問に思ったので、その状況をお知らせいただきたいと思っております。

それからもう一つ、これは企業会計の方ですが、ガス企業会計補正予算の11ページになりますが、ガスの供給量が増えています。供給戸数も86戸増えた。それで3万5,626立方メートルも増えている。非常にこう、今度は増えたんだと、うれしいなということを思いました。これはまず、この具体的な内容といいますか、男鹿にこうやって家が建ってきているのか、実際どういうふうな形で増えてきているのか。例えばリフォームして、ガスの供給が増えてきたのか、その辺どういう状況でこれが86戸も増えてきたのか、それでこれだけ増えて、これちょっと希望的であれば私は非常にうれしい話だなと思っているので、その辺の具体的な今の男鹿の流れがどうきてるのか、その辺もちょっとつかんでいたら聞きたいと思ひまして質問しました。よろしく申し上げます。

○委員長（進藤優子） 高桑福祉課長

○福祉課長（高桑淳） 私からは、生活保護の実際の状況につきましてお答えさせていただきます。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷か

ら、離職や事業不振による生活困窮からの保護申請が増加すると見込みまして、令和2年度の保護人員から見ますと、3パーセントほど増加するのではないかというふうな見込みを立てて令和3年度は予算措置をいたしておりました。

ただ、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を直接の理由とする保護申請はございません。また、保護の開始件数よりも、保護の廃止となる件数が多く、保護世帯、人員とも令和2年度末から比べますと減少しているというのが現状でございます。

具体的には、令和2年度末の保護世帯数は452世帯、人員で576人というところでありましたけども、今年度の1月末の状況では、世帯数が438世帯で、令和2年度末と比較しますと14世帯の減となっております。また、人員につきましても1月末で543人ということで、33人の減となっております。保護率でいいますと0.3ポイント減少しているというような状況でございます。

こういったことで全体的に保護世帯、人員が減少しているという状況で、この実績を見込みまして、今回減額補正をするものでございます。

以上であります。

○委員長（進藤優子） 三浦管理課長

○企業局管理課長（三浦幸樹） 私からは、ガス事業会計における供給戸数86戸の増数に関しましては、実際に船越地区等に関しまして、サブユーザーへの積極的な営業活動等に伴いまして増えている状況であります。ただ、ここ数年ですけども、ガスの戸数に関しましては、やはり100戸前後減少しておりますが、思ったほど減少していないというところも加わっております。

また、年間総供給量に関しましては、温水暖房、これについて目標を上回っている。灯油ボイラーから燃転のほうに切り替わっている家庭が増えてきているということで、そういう点で販売量が伸びてきているものであります。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。10番佐藤誠委員

○10番（佐藤誠委員） まず生活保護費の方からですけども、人員でもって令和2年度末のときよりも令和4年の人数で33人減っていると。その人たちというのは働くことになったのか、それとも亡くなったりしている人もいてということなのか、その辺のことはどうつかんでいるのかなと思って、私も疑問をちょっと持ったものですから、働く方向にいったら私は非常にうれしいなと思うんですけど、その辺のことを

もしつかんでいたら、その一点だけ追加で聞きたいと思います。

それから、ガスの方は、ちょっと今、少し理解ができなかったところあったんですけど、年間100戸も減ってるのに、これが増えているというような説明が、86戸増えている、ちょっとここもう少し、今ちょっと理解できなかったんで、すいません。多分その営業されて、非常に頑張った成果じゃないかなと思ってはいますし、この世の中の傾向、男鹿市の企業局が頑張っているんだと、私は思うし、見てれば戸数も少し増えてきたなということも、周り見てはいるんですけど、その辺全体的にやっぱり今本当に市内見ても、どんどん逆にガスの元栓がもう締められている、どんどん世帯数も減っているなっていう感じがするんです。供給戸数が、見てると。それがトータルして増えているんだなと思うと、これをどう考えたらいいのかなっていうことがちょっとあったんで、もう少しだけ説明していただけますか。

○委員長（進藤優子） 高桑福祉課長

○福祉課長（高桑淳） それでは、私から保護世帯の異動の状況につきましてお答えさせていただきます。

保護廃止の理由で一番多いのが、高齢化も関係あるかと思えますけども、単身の高齢世帯の死亡によるものが保護廃止の約半数近くとなっております。

また、福祉課のケースワーカーですとか就労支援員による被保護者への就労支援にも当然努めておりまして、今年度就職に伴う稼働収入の増加ということで保護廃止となったところも6世帯11人ほどおります。

また、保護の廃止にまでは至らないものの、こういった就労支援によりまして就業で収入が増加しているという方も8人おりまして、引き続きこの就労支援に取り組んでいきたいというふうに考えてございますけども、生活保護、全体的に4分の3程度は高齢者世帯というようなところで、なかなかこの就労を一気に増やしていくというのはちょっと難しい状況ですけども、引き続きこの就労支援についても取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（進藤優子） 三浦管理課長

○企業局管理課長（三浦幸樹） 説明がわかりづらくて申し訳ありませんでした。

供給戸数については、年間100戸ぐらい減少しているんですが、当初やはりそれ

以上の戸数が減少するという一方で少なく見ていた部分があります。実績を見ますと、実際にはそのぐらいいまで落ちていない部分とプラスになっている部分がありまして、その差額が86戸ということが出てきたものであります。

また、供給量につきましては、温水暖房、ボイラーから燃転の方に変わりました、空調設備が増えてきているということで、その量の方も増えている状況だということです。よろしくお願いいたします。

○委員長（進藤優子） さらに質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠委員） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（進藤優子） 10番佐藤誠委員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに令和3年度補正予算について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） それでは、質疑なしと認めます。よって、令和3年度補正予算に係る質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時15分 再 開

○委員長（進藤優子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日10時から会議を再開し、令和4年度予算に係る質疑を行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時15分 散 会
